

関東都督府、及び関東庁の土地調査事業について

— 伝統的土地慣習法を廃棄する試みとその失敗 —

江夏由樹

まえがき

清末民国初期の東三省の土地制度を論じる際、一つの重要な課題は旗地官荘制度を基礎にした清末のこの地域の土地制度とその下で実際に展開していた土地関係の在り方との間に如何なる乖離が存在したのか、そしてそうした関係が民国の時代に入つて如何に変化していったのかを明らかにすることである。⁽¹⁾この点について、筆者はかつて清末の東三省地方権力による官荘地払い下げの政策を分析し、そこからこの地域の土地関係の実態に迫ったことがある。⁽²⁾こうした筆者の研究の延長として、本稿がとりあげるのがこれまであまり触れられることのなか

った関東都督府、関東庁の土地調査事業である。⁽³⁾旧來の伝統的な土地權利関係を整理しようとした点において、この土地調査事業と清末さらに民国初期の東三省地方権力の土地政策との間には極めて類似した性格を認めることが出来る。

本稿の目的は伝統的な土地權利関係を整理して土地所有者を確定し、地稅收入の増大を図るというこの土地調査事業の狙いが成功したのかあるいは失敗したのかを評価し、失敗であるならばその原因を明らかにすることにある。「関東州」は東三省のなかの極めて限られた一地域でしかない。しかし、関東都督府、関東庁がこの土地調査を進めるなかで直面した問題を明らかにすることが

出来るならば、それは東三省南部の旧来の土地権利關係を分析するための貴重な手懸りを与えてくれるであろう。

関東都督府、関東庁の土地調査事業についてはこれまで本格的に議論されることがなかったように思われる。

そこで本稿は第一節において少々長くなるが、多少の解説を加えてこの事業の具体的な内容を説明する。⁽⁴⁾次に第二節において、土地調査の結果に基づいてこの地域の伝統的な土地権利關係の整理を図ろうとした関東都督府、関東庁の計画がなぜ失敗したかを論じる。第三節においてはまず、最終的な土地所有者の確定が未解決となったことから、地稅收入の拡大という関東庁の目標もまた挫折したことを述べる。またこの節では、土地調査事業は一方でかなりの面積の土地を官有地と査定し、これがその後の関東庁の財政に少なからぬ寄与をなした点をあわせて論じる。

第一節 土地調査事業の概要

日本が「関東州」を租借した後、その植民地支配の基盤を構築するためにまず必要であったのはこの地域の政治、経済、社会についての確実な情報を獲得すること

であった。この目的のために関東都督府は一九一四年五月に土地調査事業に着手し、関東庁は一九二四年二月にこの事業を完成した。⁽⁵⁾土地調査事業はその内容を第一に土地所有者並びにその疆界の調査、第二に土地測量、第三に土地の価格調査、第四に土地の形勢測量、第五に地方経済調査と大別できる。⁽⁶⁾このなかで土地調査事業の中心をなしたのは第一の土地所有者並びに疆界についての調査であり、これは権利調査と呼ばれた。この調査は土地の官有、民有の区別を行い、耕地、宅地等の種類を明らかにし、さらに個々の土地の業主権及び後述する典權に關する調査を行い、土地の業主及び疆界を査定してこれを典主と共に土地台帳に登録する作業であった。⁽⁷⁾

1 権利調査の内容

権利調査は次の四段階を経て行われた。

(1) 行政区画名称及び疆界調査⁽⁸⁾

関東都督府、関東庁はまず行政区画調査員を各屯に派遣した。調査員は警察官吏派出所員、会長、屯長、その屯の地主總代、有力者を召集し、彼らに各屯の名称、疆界を自己申告せしめた。その後の実地調査と測量を基に、

関東都督府、関東庁は「犬牙錯綜」する状態であった各屯の間の疆界についての利害の衝突を調停しながら、最終的に各屯の名称、疆界を決定した。その際、かなりの数の屯が合併整理され、その数は調査前の二、七、一八から六〇〇へと減らされた。⁽⁹⁾ また各屯の集会において調査員は来るべき土地調査事業の内容を説明し、その協力者となるべき会長、屯長、地主総代、有力地主の名簿を作成した。この過程により土地調査が実施される基本単位としての屯の疆域がまず確定した。

(2) 準備調査⁽¹⁰⁾

行政区画調査の終了に続いて、準備調査員が各屯に派遣された。調査員はまず各屯において読み書きの出来る中国人を助手として採用した。助手はその地の有力地主を伴って屯内の一筆地各々に出向き、一筆地ごとに業主権、典権を主張する者の氏名を書き留め、またその地の疆界を彼らに申告せしめて見取図を作成し、これを調査員に提出した。調査員はこうした各屯の助手からの報告書類を点検し、これを土地調査事業の本部に送付した。

(3) 一筆地調査⁽¹¹⁾

準備調査の後、権利調査の核となる一筆地調査が行わ

れた。各屯に派遣された調査班は屯長、地主総代、通訳、警察官を伴い、一筆地ごとにその業主、典主、疆界、土地の地位等級についての調査を行った。この調査の第一の課題は土地の官有、民有の区分である。関東都督府、関東庁は清朝が官有とみなした土地、つまり内務府官荘地等の旧官荘地、各項充公地（その収益を以って公共の経費に充当した官没地）、随缺地（金州駐防八旗官兵に撥給した職田）、伍田（駐防八旗に撥給された牧馬場でその後開墾された土地）等の旧職田、並びに林野をひきつづき官有とする原則を示した。⁽¹²⁾ しかしこうした官有地の成立経緯は複雑であり、土地を管理する官衙も様々で

表 1 官有土地一覧表

1925年3月末日現在
単位坪（=1/183 畝）

田	1,083,410
畑	17,505,198
宅地	2,757,584
池沼	208,789
林野	238,451,131
雑種地	10,605,050
塩田地	16,424,822
社寺地	70,863
墓墓地	1,126,088
水道用地	501,964
計	288,734,899

史料：関東長官官房文書課『関東庁施設二十年史』（1926年、大連）88頁

表2 民有地の丈出による課税対象地の拡大

署 別 i)	従 前 の 面 積	土地調査後の面積
放 順 民 政 署	40,718,026	77,152,047
大 連 民 政 署	21,112,087	46,227,553
金州民政署直轄	42,026,824	128,804,463
普蘭店民政支署	57,796,401	219,987,443
貔子窩民政支署	37,935,437	118,139,755
計	199,588,775坪	590,311,261坪

1) 『関東州』の行政単位は民政署(同支署)一会(市)一屯(町衛)という形式をとっていた。

史料:『関東州土地調査事業報告書』459頁

民によって耕作されていた。そのため関東都督府、関東府は官有であることを示す証拠書類が旧清朝官衙に存在していた場合のみ、それらの土地を官有と査定し、その地における人民の業主権を排した。その結果、旧官有の耕作地のかんりの部分が人民の業主権が認められる民有地として査定されたと考えられる⁽¹⁴⁾。

次に土地が民有と判断された場合、二人以上の者によ

あった。また二十世紀初頭の混乱のなかで土地についての官簿の多くは散逸しており、官地の坐落四至(位置疆界)を明確に示す地籍図も存在していなかった⁽¹⁵⁾。そうした情況のなかで多くの官有の耕地は他の民有地と同様に一般の農

って業主権が主張されることが少なくなかった。一筆地調査の第二の課題はこうした問題を解決することであった。具体的にはそうした問題は、売契等の各種文契の偽造変造に起因する争いをはじめ、土地相続に由来する同一宗族内部での業主権をめぐる争い、売契等の文契に表示された目的地の坐落四至が明確を欠くことによる争い、さらに土地が出典、出租されていたのか、あるいは事実上の売却であったのかをめぐる争いなどが挙げられよう⁽¹⁶⁾。最も問題であったのは典をめぐる係争であった⁽¹⁷⁾。典の契約書である典契は作成されて後、一般に業主より典主に渡されるのみであった。したがって長期間土地を占有し、かつ税糧を負担していた典主が典契の存在を隠して業主権を主張した場合、本来の業主が自己の土地に対する権利を証明出来ないことが当然あり得た⁽¹⁸⁾。なお典については次節でさらに論じることとする。『関東州土地調査事業報告書』は「関東州」内の多くの地において何らかの係争が存在していたと記しており、十二のこうした争いを具体的に例示している⁽¹⁹⁾。一筆地調査班は準備調査で作成された書類に依拠し、一筆地ごとにその業主権、典権を主張する者にその根拠となる文契の提出を求めた⁽²⁰⁾。次

に調査班は屯長、地主総代の補佐を受けながら、提出された文契の審査、業主権、典権を主張する者への尋問、及び実地の調査測量を行い、土地の権利をめぐる係争の調停を図りつつ、最後に各土地の業主、疆界を決定した。しかし、なお調査班によって問題が解決出来ない土地は係争地とされた。⁽²⁰⁾これらの土地については土地調査部の特別検査が再度実施された。こうした係争地は「関東州」全体の耕地五七八、八八四筆中、四四、八二九筆であったと記録されている。⁽²¹⁾一筆地調査、特別検査の後、土地調査部は送付された報告書及び関係書類を検査し、その後各一筆地についてその業主と疆界を公示した。

(4) 土地審査委員会裁決⁽²²⁾

土地の業主及び疆界についての公示の後、これに不服な者は三十日以内に土地審査委員会に申立とその裁決を求めることが出来た。土地審査委員会の裁決が土地の業主権と疆界についての最終的な決定となった。

2 調査における「地主層」の役割

この土地調査事業についてまず確認しておきたいことは次の点である。旧旗地官荘制度に基づく官有地の存在

と典、押といった旧慣習に由来する諸権利が複雑に絡み合っていたことにより、また開墾による耕地の拡大が進行するなかでこうした状態が長期間にわたり放置されていたことも加わり、「関東州」内の各土地における権利関係は多くの場合複雑を極めていた。したがって土地調査事業が進むなかで、関東都督府、関東庁が認識したことは各土地の官民有の区別、各民有地の業主と疆界を調査によって明らかにするということは多くの場合困難であるということであった。むしろ土地調査事業の課題となったのは、こうした混乱した土地権利関係の実情を踏まえたうえで、各一筆地の業主権を誰に与えるかを判断することであった。その意味で土地調査事業に補佐として参加した各屯の屯長、地主総代の役割は重要であった。日本人調査班の下で実際に各土地の業主、疆界の決定に深く関わったのは、屯内の事情に精通したこれら屯長、地主総代であったと考えられる。言い換えれば、土地調査事業を通じてこれら在地の支配層は彼らの既存の土地に対する権利、支配を日本の植民地支配当局に公認させていくことが出来た。その一方で、土地調査事業は関東都督府、関東庁が「州」内の在地支配層を掌握し、この

表 3 畑地の地価、典価、押価の比較 一天地当り

		上等地平均	中等地平均	下等地平均
金 州 管 内	地 価	226円	142円	68円
	典 価	159円	102円	41円
	押 価	101円	66円	30円
普 蘭 店 管 内	地 価	205円	136円	68円
	典 価	133円	85円	44円
	押 価	93円	60円	28円
貔 子 窩 管 内	地 価	253円	178円	109円
	典 価	170円	117円	66円
	押 価	113円	77円	42円

史料：関東庁臨時土地調査部編『関東州事情』（1923 年，大連）

下巻 142—143, 157—158, 607—608, 631, 1068—70, 1081—82 頁

存在したことが、この事業を推進する原動力となったと言えよう。むろん、調査事業が土地に対する増税をもたらすということを恐れた地主層と日本の植民地当局との間に緊張関係が存在したこともまた事実であり、『報告

地域の土地人民に対する自己の支配を確立するうえで重要な契機となった。土地調査事業について関東都督府、関東庁と「州」内の在地支配層との間にこうした利害の一致点が

書』自身もそれを認めている、さらに調査事業によりそれまでの土地に対する、特に官有地に対する既得権が侵されることを危惧した農民の抵抗も無視することの出来ないものであった。⁽²⁴⁾警察官という武力による威嚇を伴いながら調査が進められたことは、調査事業の進行のもとで上記のような緊張関係が存在していたことを物語っていた。日本の植民地当局と「州」内の地主層、農民との間にこうした相互依存と抵抗の関係を孕みつつ土地調査は進行し、一応の終了をみた。

第二節 「典」の処理をめぐる問題

関東都督府、関東庁の狙いは土地調査事業を通じて業主権が確定した者をその土地の所有者とみなし、土地に対する納税義務とひきかえに、彼らにその土地の占有、使用、収益、処分について完全なる権利を与えることであつた。しかしこの関東都督府、関東庁の計画は結局挫折する。つまり、この地域の伝統的な土地権利関係、具体的には「典」、「押」という旧慣習の存在のために、民有地において業主権を有する者が必ずしも土地所有者と断定し得ないということを、関東都督府、関東庁自身が

土地調査事業の進展とともに認めざるを得ない情況が生まれてくるのであった。本節では典の慣習に焦点をあてることにより、なぜ業主権を有する者が必ずしも土地所有者となり得なかったのかを論じ、次にこの典、押という慣習を如何に処理するかという政策をめぐる当時の論争を紹介したい。

1 典の慣習

典についてはこれまでにすぐれた研究が残されているが、典の慣習を簡単にまとめるならば次のように言えよう。⁽²⁵⁾ まず典は当とも呼ばれ、土地の業主（原主あるいは原業主とも呼ぶ）が自己の土地を相手方（典主あるいは現業主と呼ぶ）に提供して使用収益せしめ、この典主より金銭の融通を受け、一定期間後に業主がその金銭を典主に返給して典主の土地の使用収益を終了させる行為を言う。⁽²⁶⁾ この金銭を典価と称するが、表3は「関東州」における地価、典価、および後述する押価についての調査結果をまとめたものである。表3によれば、典価は土地売買価格の六―七割程度であった。そして典価を返給して土地の使用収益を終了させる行為を回贖と言った。⁽²⁸⁾

立典契人曹正敏、……因正用不足、将自己祖遺房地壹分、親自夫人説允、情願典与張寿春名下居住耕種、同衆議定典価市錢玖仟伍佰吊整、当日交足、分文不欠、……言明每年兌納冊米街市斗參斗正、市錢拾吊整、秋後交与業主兌納、与典主無干、自典之後、不拘年限、贖地之秋七月通信、十月以内価到回贖、若過期由典主自便、……

光緒三十一年七月二十八日立典契……⁽²⁹⁾

この史料は光緒三十一年七月に曹という一族の五人が先祖伝来の房地を張寿春なる者に典価市錢九千五百吊をもって典出したことを記した典契の一部である。この典契によれば典には期限が設けられず、曹一族（業主）が毎年十月までに張寿春（典主）に典価を返給するならば回贖が行われ、また税糧は典主より業主の手を経て交納されることとなっていた。

業主は出典後、金銭の必要あるときは典価の追加を求めることが出来、これを抜価と言った。⁽³⁰⁾ 通例、業主がその地を売却する際には典主にその地の先買権が認められ

ており、また典主はその地の典権を第三者に売却する權利（転典権）を有するとされていた。⁽³²⁾ 典には典限と称する期限を附することがあるが、これは典の満了期限を言うのではなく、典の設定後その期間内は回贖が出来ない期限を指すものであった。さきに示した典契には「年限を拘らず」とあったが、これは少ない例であり、「関東州」における典限は三年が多かったという。⁽³³⁾ したがって典には事実上期限がなく、原主が回贖しない間は永久に典の契約は存続するものであった。その間、典主の方からは原主に対し典価の返給を請求することは出来ないと考えられていた。事実、「関東州」の地域では多くの土地が回贖されずに出典されたままであったと言われ、『関東州事情』及び『関東州土地調査事業報告書』は調査が実施された時期にこの地域の三分の一（小半）の土地が典契約の下にあったと記している。⁽³⁴⁾ 典の慣習についてさらに興味深い点は承典中は地税を負担するのが一般には業主ではなく典主であったということである。⁽³⁵⁾ 関東都督府、関東庁も典契約の下にあった土地の税糧は業主からでなく典主から徴収した。⁽³⁶⁾

次に重要なのは、典という形式を用いて事実上の土地

売却が行われていたことである。特に東三省の地では清朝の光緒年間まで旗人と民人との間での土地売買が「旗民不交産例」により禁止されていたため、典という形式を用いて多くの土地が旗人から民人に売却されていた。⁽³⁷⁾ また、売よりも典の方が契税が安かったということも、典による土地売却を促す要因となったと考えられている。⁽³⁸⁾ しかし典に名を借りた土地の売却はあくまでも東三省における典契約の一部を構成したにすぎない。関東都督府、関東庁が個々の土地の典契約の内容にまで立ち入って調査したとしても、それぞれの典契約がかつて土地の売却まで意図して行われたのか否かを的確に判断することはまず困難であった。典主がいかに長期間土地を使用収益し、かつ税糧を負担していたとしても、土地に典権が設定されている限り、その地の業主権を有するのは業主であった。

問題をさらに複雑にしていたのは「押」あるいは「庄」と呼ばれる慣習の存在であった。⁽³⁹⁾ 押とは金銭の借入に際して自己の土地を担保として指定し、約束の期限に至って借主（原主、業主）が金銭を返済出来ない場合には、貸主（錢主、銀主、放錢主と呼ぶ）が担保とされ

た土地を使用収益する権利を獲得するというものである。つまり押にあっては金銭の返済が期限内に行われぬ場合、金銭の貸主が担保とされた土地の典権を獲得するというものであった。『関東州土地調査事業報告書』は押契約の下で借金の返済が出来ずに典権が設定された土地が存在し、また最初より典権の設定を意図しながらも押の名を使って金銭の貸借が往々行われたことを記している⁽⁴⁰⁾。典、押という旧土地慣習の存在はこの地域の土地権利関係を極めて複雑なものにしていた。

2 典の処理をめぐって

典、押という土地をめぐる旧慣習の内容、またこうした典権の設定された土地が「関東州」に広く存在していたということを関東都督府、関東庁が土地調査事業を通じて知るなかで、典権の設定された土地の所有権は果たして業主に帰すべきか、あるいは典主にかという問題が生じてくる。この問題をめぐって関東都督府、関東庁の内外に大きな議論が沸き起こった。まず一九一七年三月、土地調査事業が進行するなかでこの地域の土地権利関係をめぐる旧慣習を如何に整理するかについて、関東都督

府内部の私案とも言ふべき「関東州土地制度梗概」という小論が発表された⁽⁴¹⁾。この私案及びこれを支持する議論は次のようなものであった⁽⁴²⁾。まず典を中心とした旧慣習法の存在は土地に関する権利の明確な設定と移転、また土地の改良を困難にしており、複雑曖昧な土地権利関係を整理するには、「関東州」の治者である日本の民法に準拠して新たな土地法を制定することが便利であるとこれらの議論は説く。典権の設定された土地においては典主が長期間土地を使用収益して且つ税糧を負担しており、また典が事実上の土地の売却を意味する例が多かったことを挙げ、典は日本の買戻約款付所有権に類似していると指摘する。したがってこの関東都督府の私案は業主権を所有権、典権を買戻約款付所有権、押権を債務の不履行を停止条件とする買戻約款付所有権とすることで旧土地慣習法を整理することを提言した。

こうした関東都督府内部から出された私案は強い反対議論を招いた。その代表として、一九二一年九月より七回にわたって『満洲日々新聞』紙上に掲載された満鉄調査課員杉本吉五郎の議論を挙げることが出来る⁽⁴³⁾。杉本は主に二点について典権を買戻約款付所有権とみなすこと

の問題点を述べている。第一点として、買戻約款附所有権においては所有権は相手方に移転するが、典においては業主権は相手方に移転せず、その点で両者は本質的に異なることを指摘する。したがって典を買戻約款附所有権とみなすならば、業主の土地に対する権利が否定されることになり、これはあまりにも現実を無視した措置であると杉本は強調する⁽⁴³⁾。第二に土地調査事業の進行過程において典権のもつ重要性が明らかとなり、関東都督府、関東庁は各土地の典主を土地台帳に附記するようになった。しかしこれは単に便宜的な処置であり、典主の査定、公示は行っていない。したがって典主を買戻約款附所有権を有する者とするならば、再び各土地の典主の査定、公示を行う必要がある。各土地の典関係は多くの場合複雑に入りこんでおり、こうした典関係を新たに明瞭な形で査定、公示していくことはまず困難であろうと杉本は考える⁽⁴⁵⁾。以上の点を論じ、杉本は典に代表される伝統的土地慣習法を一挙に廃棄することは単にこの地域の土地権利関係、及び人民の生活を混乱させるにすぎないと結論づける⁽⁴⁶⁾。杉本は典権が無期限に存続しうるがこの地域の土地権利関係を複雑にしている第一の理由である

とし、典の回贖可能期間を二十年あるいは三十年と定め、その期間を超えた典権については回贖を許さず、典主が業主権を獲得するという形で典の慣習を存続させることを主張した⁽⁴⁷⁾。杉本の議論は典を買戻約款附所有権とみなすことの問題点をよく突いている。しかし、杉本自身の議論にも問題がある。典の回贖可能期間に制限を設けることはすでに清朝あるいは民国の時期の奉天省、吉林省も試みたものであった⁽⁴⁸⁾。典は回贖が無期限に可能であるところにその特徴があったのであり、一片の布告をもって回贖可能期間に制限を設けることが不可能であることは、そうした前例が示すところのものであった。

杉本の論文が公表された直後の一九二二年三月、関東庁は典権をそれ以後は不動産質権とみなすことを布告した⁽⁴⁹⁾。これは典地における業主の権利を確認した措置と言え、関東庁内部にそれまであった典権を買戻約款附所有権とみなす方針が放棄されたことを意味する。しかし、典権を不動産質権とみなすこともまた同様に大きな問題があった。先に述べたように、不動産質権と異なり典には債務返済のための期間が設けられず、典主は債務の履行を業主に請求することが出来なかった。そして、典主

は回贖が行われない限り無期限に土地の使用収益を続けることが出来たのである。典地は担保というより、典主の使用収益のために業主から供されたものとみることが出来た。この点において、典と不動産質権は基本的に異なるものであった。

関東庁はこの布告以後、新たに典権の設定が申告された場合はそれを不動産質権として土地台帳に記入した。しかしこの措置はこの地域の典の慣習に何ら大きな影響を与えなかったようである。不動産質権という名で呼ばれながらも、この地域の典の慣習はそのまま放置されて民間に存続した。関東庁自身もその後も従来通り典地においては典主から税糧を徴収した。⁽⁵⁰⁾このことは結局、買戻約款附所有権、不動産質権も旧慣習たる典にとってかわることは出来なかったことを示す。土地調査事業を実施し、典に代表される旧土地慣習を整理するという関東都督府、関東庁の計画はこのように事実上挫折した。⁽⁵¹⁾

第三節 土地調査事業の財政的意味

1 地稅收入拡大の失敗

「関東州」租借後の関東都督府の財政は大きく日本政

府の補充金に頼っていた。例えば土地調査事業の開始された一九一四年の関東都督府特別会計の歳入約五四九万円のうち二二三万円余は日本政府からの補充金であった。⁽⁵²⁾したがって関東都督府にとって自己の財源を拡大していくことは急務であった。そのためにまず土地調査事業に期待したことは、隠匿されていた耕地を丈出して各土地の所有者を確定し、彼らから徴収する地稅收入の額を拡大していくことであった。

表2は関東都督府、関東庁が土地調査事業を通じて約四億坪の耕地を新たに丈出したことを示す。それまでに隠匿され、課税を逃れていた耕地面積の広大なことに驚くが、この結果、課税対象の耕地面積は一挙に以前の三倍となった。⁽⁵³⁾関東都督府は一九〇七年に一畝あたりの地稅を銀十錢と定め、一九一八年、一九二〇年にはその額をそれぞれ金一五錢、金二十錢と引き上げた。⁽⁵⁴⁾したがって土地調査事業終了時において関東庁は約四十万円の地稅の増収を期待することが出来たわけである。しかしながら丈出された耕地への課税は少くとも一九三〇年代半ばまで実施されることはなかった。⁽⁵⁵⁾この点については増税に対する人民の抵抗を恐れた関東庁が丈出地への課税

地家屋賃下料と土地払下代」 単位 円

1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931
17,947,722	19,022,043	22,201,605	26,478,120	27,944,045	25,161,141	24,628,062
795,025	1,170,199	1,198,677	1,178,058	1,236,949	1,256,214	1,260,068
260,163	310,584	202,932	519,131	276,061	261,430	374,203

を躊躇したということがまず考えられよう。またインフレの進行、他の財源の拡充により関東庁の財政規模が拡大し、関東庁の会計のなかで地稅收入の比重が急速に低下していたという事情のもとで丈出地への課税を急いで行う必要もなかったということも考えられる。だが最も重要な点は前節で説明したように、旧土地慣習の整理がついておらず、土地所有権を有するのが業主か典主かという問題が解決されずにそのまま残されていたことである。丈出地への課税を実施するにはこの問題の決着をつけておくことがまず望まれた。伝統的な土地権利関係を整理して土地所有者を確定し、地稅收入の増大を図るという点での土地調査事業の目的は失敗したと評価できよう。

2 官有地の払い下げと貸下げ

一方、土地調査事業は別の点で関東庁の財源の拡大にとって重要な意味をもっていた。土地調査事業により旧ロシアの所有地、広大な面積の林野、旧官莊地、各種の旧職田等が官有地とされその地価が評価されたが⁽⁵⁶⁾、関東庁はその後こうした官有地の一部を払い下げ、あるいは貸下げることに、かなりの収入を獲得することが可能となった。つまり土地調査事業は地稅收入の拡大という目的には失敗したものの、官有地の確定という点で成果を残したと言える。こうした官有地が具体的に如何なる方法で誰のもとに払い下げ、あるいは貸下げられたのか、そしてこの地域の人民がこうした官有地の処分に如何に対応したか等については、また別の大きな問題であるので本稿では論じない。ここでは官有地の払い下げ、貸下げの財政的な意味だけを述べる。

『関東局統計三十年誌』の関東局特別会計歳入の項から作成したのが表4である。この表が示すように官有地払い下げによる収入は各年によって大きく異なっていた。官有地払い下げが本格的に行われたのは一九二二年から

表4 「関東庁特別会計歳入における土

	1920	1921	1922	1923	1924
①特別会計歳入総額	14,224,279	16,803,840	19,343,976	19,099,714	18,717,249
②そのうち土地家屋賃下料	560,050	783,417	686,624	742,597	778,756
③土地払下代	—	—	1,243,595	244,215	428,882

史料：『関東局統計三十年誌』816～818頁。

のようであり、これによりこの年には約一二四万円の収入が関東庁にもたらされた。この額はこの年の関東庁の特別会計歳入の六・四パーセントを占めている。しかしこの数字は例外的なものであり、表4が示すようにその後十年間は官有地払い下げによる関東庁の収入は二十万円から五十一万円程度であった。これは各年の特別会計歳入の一～二パーセント程度に相当した。

官有地の払い下げ以上に財政上の点で重要な意味を有したのは、関東庁が官有地の貸下げを行ったことである。例えば『関東庁施政二十年史』によれば一九二五年には約一千一百万坪の官有地が貸下げられていた。⁽⁸⁷⁾これによりどの程度の賃貸料を関東庁が獲得してい

たかをこの史料は記していないが、この年に関東庁は土地家屋賃下料として約七十九万円の収入を得ていた。これはこの年の関東庁特別会計歳入の四・四パーセントにあたるが、当然土地賃下料がこのうちのかなりの部分を占めていたと考えられる。また翌年の一九二六年には土地家屋賃下料からの収入は一七万四円余となり、これはこの年の特別会計歳入の六・一パーセントにあたった。表4が示すように、土地家屋賃下料による収入はこの年以後増加の傾向にあった。官有地の貸下げによる収入が関東庁の歳入のなかで少なからざる割合を占めていたということをこの表から読みとることが出来るよう。

以上に論じたように、土地調査事業は「関東州」内のかんりの部分の土地を官有として査定し、その地価を評価した。⁽⁸⁸⁾一九二五年末において、査定された民有地は六億五千四百万余坪、官有地は二億八千五百万余坪であったという。⁽⁸⁹⁾この官有地の査定とその地価の評価はその後の官有地の払い下げ、貸下げを行うための不可欠の準備作業となったわけであり、関東庁が自己の財政基盤を構築するうえで一つの重要な役割を果たした。清朝末期、民国初期に東三省の地方権力はこの地域の広大な官有地

を民間に払い下げることにより、巨額の収入を獲得した。⁽⁶⁰⁾ 本節で論じた関東庁の官有地払い下げ、貸下げの政策も同様な性格を有したものとして理解できよう。日本の植民地当局がこの点で清末及び民国初期の東三省地方権力と極めて似通った政策をとったことは興味深い。

今後の課題

本稿はこれまであまり論じられることのなかった関東都督府、関東庁の土地調査事業をとりあげ、次の点を明らかにした。(一) この土地調査事業の目的はこの地域の混乱した土地権利関係を整理して土地所有者を確定し、地稅収入を拡大することにあつた。(二) だが、典に代表される伝統的な土地慣習の存在により、こうした土地権利関係の整理は極めて困難なものとなつてしまひ、そのために地稅収入の拡大という関東都督府、関東庁の狙いも失敗した。(三) 一方、土地調査事業は官有地の位置、疆界を確定し、その地価を評価したが、このことはその後の官有地の払い下げ、貸下げのための準備作業としての性格をもつていた。その意味で、この事業は清末以来の東三省地方権力の官有地払い下げ政策と相通じるとこ

ろがあつた。

本稿では触れなかったが、民国の時期の東三省地方権力はやはり関東都督府、関東庁と同様な土地調査を進めていったことが知られている。(一) その際、東三省地方権力は如何に業主権、典権、押権、租権といった旧土地慣習の整理を図つたのであろうか。(二) 上記の点についての東三省地方権力と関東都督府、関東庁の政策との間には如何なる相違点が存在したのであろうか。(三) またこうした旧土地制度、慣習の整理に対し、在地の各層は如何に対応したのであろうか。こうした問題をさらに明らかにしていくことは清末、及び民国初期の東三省南部における土地をめぐる権利関係、さらにこの地域の生産関係の一端をさぐるうえでの一つの重要な手懸りを与えてくれると考える。これらの問題を筆者の今後の課題としたい。⁽⁶²⁾

(1) 旗地官荘については天海説三郎、周藤吉之、安部健夫、石橋秀雄、細谷良夫、村松祐次等の諸氏の実証的な研究が残されている。このうち故村松祐次氏は残存するいくつかの旗地皇産関係の土地文書の内容を詳細に検討し、旗地皇産の構成、そこにおける耕作形態、収租関係の解明を試みた。氏の基本的な興味は「満洲的土地制度の中国本土への

導入とその中国化・漢化、……満洲王朝による旗地官制の設定や、その中国的な地主小作人制の中への埋没の過程」
『旗地問題憶説―満洲の土地制度の原型―』、川野重任編
『アジアの近代化』二九四頁、一九七二年、東京大学出版会）を明らかにすることであったと言える。

- (2) 筆者のそもそもの研究関心は故村松祐次氏によって提起された旗地官荘内部に存在した地主制的な支配の実態に迫ることであった。筆者はこうした「地主的支配」は在地における荘頭の土地人民支配というかたちに端的に表現されていたと理解し、また清末民初の旧官荘地の荘頭への払い下げ、民有地化は荘頭の旧来よりの「地主的支配」を公認していく過程であったと論じた。拙稿「清朝の時代、東三省における八旗荘園の荘頭についての一考察―帯地投充荘頭を中心に―」、『社会経済史学』第四六巻一号、一九八〇年六月。拙稿「清末の時期、東三省南部における官地の文放の社会経済史的意味―錦州官荘の文放を一例として―」、『社会経済史学』第四九巻四号、一九八三年十二月。
- (3) 一九〇六年旅順におかれた関東都督府は一九一九年に関東庁として再編成された。小原正治「関東庁」、『アジア歴史事典』(一九五九年、平凡社)第二巻、三二一頁。
- (4) 土地調査事業の具体的内容は関東庁臨時土地調査部『関東州土地調査事業報告書』(一九二四年、大連)に詳しくまとめられている。

(5) 同書「序文」一一五頁。

(6) 同書「序文」三一五頁。

(7) 同書「序文」三頁。

(8) 行政区画名称及び疆界調査については同書、八七―九三頁。

(9) 同書、九三頁。

(10) 準備調査については、同書、九四―一〇六頁。

(11) 一筆地調査については、同書、一一―一六六頁。

(12) 同書、一八―二七頁。なお表1は土地調査事業後の「関東州」における官有地の内訳を示したものである。

(13) 同書、一六八頁。

(14) 同書、三三六―三三八頁に示された旧内務府官荘地、随缺地、伍田に対する措置がその例であり、これらの土地のかんりの部分が民有地として査定された可能性がある。

表1が示すように、調査事業後に官有と査定された田畑は合計で一千八百万余坪程度であった。

(15) 同書、一六八―一六九頁。

(16) 南満洲鉄道株式会社編『関東州土地制度論―関東州土地制度改正に際し慣習法の尊重を望むの論』(一九二二年、大連)、一六四頁。

(17) 宮内季子「満洲旧慣調査報告書、後篇第一巻 典ノ慣習」(一九一三年、南満洲鉄道株式会社)二頁。関東庁臨時土地調査部『関東州事情 上巻』(一九二三年、大連)、「附録 関東州土地調査事業概要」、十五―十六頁。

(18) 『関東州土地調査事業報告書』、一六九―一九八頁。

係 争 地 内 訳

	官民間 係争地	民間係 争地	訴訟地	疑 地	移業地	和解地	無 告 地	申 地	利害関 係人申 告地	無通知 官有地	計
筆数	442	1,845	83	1,988	2,503	713	17	24,209	13,029	44,829	

史料：『関東州土地調査事業報告書』202—203, 448 頁。

- (19) 同書、一五一—一五二頁には次のように記されている。「所有者の権利を認むべき証換書類凡そ左の如し、一、売契杜絶売契の類（業主権を有せる土地の売渡証書）二、退契退約兌帖の類（業主権を有せざりし旗民人余地等の売渡証書）三、捨単施捨単の類（寺廟への寄附証書）四、執照（官署の証明書）。所有権利の移転を証明するも権原証書の調査を要するもの凡そ左の如し、一、分単分管子 分字析書の類（家産相続証書）二、過継単の類（養子の相続証書）三、換単換字換帖の類（交換証書）。……」
- (20) 係争地調査については、同書、一六六—二〇三頁。
- (21) 同書、二〇二—二〇三頁。内訳は上にある表の通りである。
- (22) 同書、三三三—三五七頁。
- (23) 同書、五七一—五八頁。八八頁。
- (24) 同書、八八頁。
- (25) 本稿における典の慣習についての説明は主に前掲、宮内季子『典ノ慣習』に依った。
- (26) 『典ノ慣習』、一頁。
- (27) 同書、一九—二八頁。
- (28) 同書、一頁。
- (29) 同書、三頁。
- (30) 同書、二三—二八頁。例えば同書、参照第五は光緒二十九年九月初二日に典価六千吊で成立した典契を示しているが、その末尾には「光緒三十一年五月十五日抜価市銭参仟吊正」と記されている。同書、「附録」五一—六頁。
- (31) 同書、四八—五四頁。なお同書は典物先買権を説明するために、宣統元年五月初八日東三省日報所載の奉天高等審判庁民事案の次の記事を引用している。「査、佃売已典田地、必須先儘典戸佃買、如典戸無力、方可転售旁人、比等習俗、処々相同」、同書、四八頁。
- (32) 同書、三八—四八頁。
- (33) 同書、一二—一八頁。典契における実例を挙げれば、「一当三年為満、錢到帰贖」（同書、参照第七、「附録」七頁）。
- (34) 『関東州事情 上巻』、「附録 関東州土地調査事業概要」八頁。『関東州土地調査事業報告書』三五〇頁。
- (35) 『典ノ慣習』三六頁。
- (36) 『関東州土地制度論』四五頁。
- (37) 同書、三四—三五頁。『関東州土地調査事業報告書』、三二五—三二八頁。『典ノ慣習』、九九—一〇四頁。
- (38) 奉天省においては宣統元年に買税は典価の九分、典税

は典価の六分と定められた。『典ノ慣習』、五一―六頁。『関東州土地制度論』、三五頁。

- (39) 押については宮内季子『満洲旧慣調査報告書、後篇第二巻 押ノ慣習』(一九一三年、南満洲鉄道株式会社)。

『関東州土地調査事業報告書』、八頁。

- (40) 『関東州土地調査事業報告書』、三二―七頁。『押ノ慣習』、七一―七六頁。

- (41) 「関東州土地制度梗概」(関東都督府民政部『滿蒙經濟事情』第七号、一九一七年、一一―十頁)。

- (42) その代表として一九二一年十一月二七日以降三回にわたり、『満洲日日新聞』紙上に発表された川村宗嗣の議論を挙げることができる。「関東州土地制度改正に際し典権を買戻約款附所有権と看做すに就て」と題されたこの議論は、前掲『関東州土地制度論』の附録としてまとめられている。

- (43) 一九二一年九月一八日より七回にわたって『満洲日日新聞』紙上に「関東州土地制度の改正に際し慣習法の尊重を望む」との題で掲載された杉本の議論は、その後前掲『関東州土地制度論』にまとめられた。

- (44) 『関東州土地制度論』、三三頁、六九頁。

- (45) 同書、四六頁、八六―八八頁。

- (46) 同書、四四頁。

- (47) 同書、五六―五七頁、九一―九二頁。

- (48) 同書、三八―四〇頁。

- (49) 『関東州土地調査事業報告書』、三六〇、三六五頁。

- (50) 関東局官房文書課『昭和十四年、関東局要覧』(一九四〇年、四三頁)。

- (51) 『関東州土地調査事業報告書』の附表二八―三三は「関東州」各管内の「土地所有者」の土地所有面積の分布を示している。この「土地所有者」とは業主をさすと考えられる。しかし本稿の議論からすれば、業主でありながら自己の多くの土地を出典してしまつた者、また反対に業主権を所持しないながらも典権を獲得することにより事実上「地主的」に土地を占有していた者がいたことは十分に考えられることである。

- (52) 関東局官房文書課『関東局統計三十年誌』(一九三七年) 八一―九頁。

- (53) 土地調査事業前の土地台帳に記入されていた土地面積は、一九〇五年に業主より自己申告された面積に依拠していた。『関東州土地調査事業報告書』 四四頁。

- (54) 同書、五五頁。

- (55) 土地調査事業後も一九三五年まで課税対象地面積、地稅収入の数字に基本的な変わりはなかった。『関東局統計三十年誌』、六一―九頁、八一―八一九頁。

- (56) 表1の土地調査事業後の官有地面積の内訳を参照。

- (57) 関東長官官房文書課『関東庁施政二十年史』(一九二六年、大連)、八八頁。

- (58) 具体的な地価の算定方法については、『関東州土地調

查事業報告書』、第六章 地位等級調査、二六九—三〇七頁。

(59) 『関東局統計三十年誌』、六一—九頁。

(60) 本稿の議論からこの旧官荘地の民有地化の問題をとらえかえてみると次のことが言えよう。旧官荘地が荘頭をはじめとする在地の支配層に如何に長期間にわたり占有されていたとしても、彼らは土地に対する業主権を有していなかった。したがって旧官荘地が彼らから第三者に出典されていたとしても民有地の場合と異なり、そうした典権の設定は合法性を欠くものとみなすことが出来た。それ故に、東三省地方権力は払い下げという方法をとることにより、旧官荘地の業主権を事実上の土地占有者に与えることが出来たわけである。旧官荘の事実上の土地占有者が誰であったかを判断することは容易でなかったにしても、そこでは業主権と典権の関係を如何に処理するかという問題はひとまず避けて通ることが出来た。なお、官有地を占有していた者は官有地の「佃戸」とみなされていた場合が多く、清朝は彼らから「租」を徴収していた。清末、民国初期の官有地払い下げはこうした官有地の業主権を土地占有者であ

る「佃戸」へ与える過程であったと言える。一方、こうした土地占有者(官有地の「佃戸」)からはさらに土地が一般の農民に出佃されていたが、こうした民間における「地主—佃戸」関係は官有地の払い下げ後もそのまま手をつけられずに残された。

(61) 古代以来、専制君主権力が一定範囲の山林藪沢、耕地を占有し、これらの土地からの収入を自己の財政基盤の一端となしたことは、次の故増淵竜夫氏の研究が明らかにしている。増淵竜夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」、同『中国古代の社会と国家』(一九六〇年、弘文堂)所収。

(62) 日本の明治期の地租改正の経験が「関東州」における土地調査事業の内容に大きな影響を与えたことは疑いない。また朝鮮総督府の土地調査事業により多くの農民が土地を奪われていったことがしばしば論じられている。日本の地租改正、朝鮮総督府、台湾総督府の土地調査事業のもつ内容と「関東州」のそれとを比較することもまた重要な課題である。

(一橋大学大学院特別研修生)